

# 資料編

## 1. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画（以下「福祉計画等」という。）の策定に当たり、幅広く意見を求め、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画等の策定のため必要な事項を調査協議し、市長に意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の代表
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱又は任命する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

4 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、第1回委員会の招集は、市長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月22日から施行する。

## 2. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

団体名	委員名	備考
同志社大学名誉教授	岡本民夫	委員長
京田辺市議会	増富理津子	
京田辺市社会福祉協議会	村上喜重	
京田辺市民生児童委員協議会	藤澤茂	
京田辺市障害者生活支援センター ふらっと	米野充宏	副委員長
京田辺市ボランティア連絡協議会	青木孝太郎	
京田辺市身体障害者協会	玉嶋久興	
京田辺市介護保険サービス事業所連絡協議会	小田壽樹	
(社福) 共生福祉会 たなべ緑の風作業所	西村博史	
ふくろう共働作業所	林剛	
京都田辺公共職業安定所	吉崎秀雄	
京田辺市商工会	堀口孝	
京都府立南山城養護学校	山田比佐夫	
京田辺市障害児(者)父母の会	中川晴美	
京田辺医師会	川浪進	

※敬称略 順不同